

東京都児童福祉審議会 子ども権利擁護部会について

1 設置の目的

児童福祉法第27条第8項、同法施行令第32条により、児童相談所が施設入所等の措置を探るにあたり、児童や保護者の意向と児童相談所の処遇方針が異なる場合などは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならぬとされている。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、法律、医療、心理などの専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、子ども権利擁護部会を設置し、審議を行う。

なお、平成16年度から実施する「子どもの権利擁護専門相談事業」のうち、特に対応が困難な事例についての専門的な助言も行う。

2 子ども権利擁護部会の審議事項

- (1) 児童または保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例
- (2) 児童相談所長が必要と認める事例
- (3) 緊急を要する場合で、あらかじめ諮問するいとまがないときは、事後直近の部会に報告
- (4) 子どもの権利擁護専門相談事業における、特に困難な事例